

2026年1月5日

## 2026年度東京大学大学院総合文化研究科学術研究員の募集について（通知）

このことについて、「東京大学大学院総合文化研究科学術研究員の受入に関する内規」に基づき、募集を行うことになりました。

学術研究員は無給ですが、東京大学大学院総合文化研究科における若手研究者の育成を目的とし、本研究科教員と協力して研究を行うために制定された制度です。

学術研究員は、受入教員と実質的な共同研究を行う者を対象としますので、申請にあたっては、受入予定教員と学術研究員の間で十分に相談をしてください。

なお、学術研究員の資格は、外国籍の方の在留資格を保証するものではありません。

### （受入資格）

- ・本研究科の博士課程を修了し、博士の学位を取得した者
- ・本研究科の修士課程を修了後、国内外で博士の学位を取得した者
- ・外国人については、上記の条件を満たし、かつ、すでに在留資格を得ている者又は在留資格の取得が確定している者

（※今回の募集は、2026年3月学位取得見込者を含めます。）

### （研究期間）

学術研究員の研究期間は、採択月から当該年度末までとする。

ただし、特別の事情があると認められるときは、期間を延長することができる。

研究期間は、当初の受入開始日から起算して6年を超えることはできない。

### （受入条件）

- ・学術研究員に対して給与を支給しないこと。
- ・学術研究員は、傷害保険に加入しなければならないこと。（有料）

### （出願手続）

学術研究員として研究しようとする者は、添付ファイルにある所定の申請書及び下記の書類を添えて、研究科長に提出すること。

1. 研究計画書
2. 研究業績
3. 受入教員の推薦理由書
4. 有職者（常勤職）にあつては、所属長の承諾書
5. 外国籍の方は、在留カードの写し

**提出書類：**「様式1 東京大学大学院総合文化研究科学術研究員 採用申請書，  
研究計画書，主な研究業績，受入予定教員の推薦理由書」  
「保険料の負担先についての回答」

※ 学術研究員として受け入れを許可された者は，知的財産の取扱い，研究活動中の事故への対応についての誓約書を採択後に提出する。

**申請締切：**採択希望月の2ヶ月前まで

(例) 4月採択者→2月末日まで、10月採択者→8月末日まで。

**提出先：**教養学部等事務部経理課研究支援チーム (アドミニ棟2階)

※ 期間延長希望者は，2026年2月27日までに下記書類を提出すること。

- ・申請書様式1の1ページのみ (受入教員の押印が必要)
- ・研究報告書 (受入教員及び専攻長又は系長(広域)の承認印が必要)
- ・延長理由書 (受入教員及び専攻長又は系長(広域)の承認印が必要)
- ・保険料の負担先についての回答

**【 連絡先 】**

総合文化研究科・教養学部等事務部等  
経理課研究支援チーム

(アドミニストレーション棟2階)

担当：宮田 (内線 46020)

e-mail: ken9.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp